

# 公益財団法人いばらき腎臓財団理事職務権限規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いばらき腎臓財団（以下「財団」という。）理事の職務権限を定め、公益財団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び副理事長をいう。

### (法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及び財団が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める財団の目的の達成に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### (理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、財団の業務の執行の決定に参画する。

### (代表理事)

第5条 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長を2名まで配置できる。

### (理事長)

第6条 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として財団を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 評議員会を招集する。
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (副理事長)

第7条 副理事長の職務権限は、次のとおりとする。

理事長を補佐し、財団の業務を執行する。

- 2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。

3 每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

2 每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### 第3章 補則

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会が決議し評議員会の承認により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て評議員会の承認の下に行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成31年3月25日改正